

報告第1号

令和7年度久慈市一般会計補正予算（専決第1号）に関する専決処分の報告について

災害対策に係る経費を追加する令和7年度久慈市一般会計補正予算（専決第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和7年8月22日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専決処分書

災害対策に係る経費を追加する令和7年度久慈市一般会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別冊のとおり専決処分する。

令和7年7月30日

久慈市長 遠藤 譲 一

令和7年度久慈市一般会計補正予算（専決第1号）

令和7年度久慈市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,999,803千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年度

久慈市一般会計補正予算

（専決第1号）

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
18 繰入金		643,611	2,181	645,792
	1 基金繰入金	643,611	2,181	645,792
歳 入 合 計		23,997,622	2,181	23,999,803

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		4,015,137	2,181	4,017,318
	1 総務管理費	3,332,316	2,181	3,334,497
歳 出 合 計		23,997,622	2,181	23,999,803

一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
18 繰入金	643,611	2,181	645,792
歳入合計	23,997,622	2,181	23,999,803

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,015,137	2,181	4,017,318
歳出合計	23,997,622	2,181	23,999,803

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			2,181
			2,181

2 歳 入

18款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	394,830	2,181	397,011
計	643,611	2,181	645,792

節		区 分	金 額	説 明
1	財政調整基金繰入金		2,181	財政調整基金繰入金

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 1,158,054	千円 2,181	千円 1,160,235	千円	千円	千円	千円 2,181
計	3,332,316	2,181	3,334,497				2,181

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 828	令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波対応経費
3 職員手当等	1,185	
10 需用費	168	
		千円 2,181

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円)	寒冷地 手当	その他 の手当	計 (千円)				
				年間支給率 (月分)							
補正後	長 等	3		24,516	7,989 (3.40)	255	138	32,898	8,702	41,600	
	議 員	20	74,052		24,129 (3.40)			98,181	21,356	119,537	
	その他の 特別職	2,031	120,897					120,897		120,897	
	計	2,054	194,949	24,516	32,118	255	138	251,976	30,058	282,034	
補正前	長 等	3		24,516	7,989 (3.40)	255	138	32,898	8,702	41,600	
	議 員	20	74,052		24,129 (3.40)			98,181	21,356	119,537	
	その他の 特別職	2,031	120,097					120,097		120,097	
	計	2,054	194,149	24,516	32,118	255	138	251,176	30,058	281,234	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職		800					800		800	
	計		800					800		800	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(272) 335	356,684	1,415,459	923,654	2,695,797	726,466	3,422,263	
補正前	(272) 335	356,656	1,415,459	922,469	2,694,584	726,466	3,421,050	
比 較	()	28		1,185	1,213		1,213	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後		36,569	22,600	1,083	402	19,095
補正前		36,569	22,600	1,083	402	19,095	102,706
比 較							1,185
区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)		
補正後	29,236		22,350	687,240	1,188		
補正前	29,236		22,350	687,240	1,188		
比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

一般職	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(4) 324		1,260,434	727,786	1,988,220	599,398	2,587,618	
補正前	(4) 324		1,260,434	726,604	1,987,038	599,398	2,586,436	
比 較	()			1,182	1,182		1,182	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	36,569	15,167	1,083	402	19,095	92,575
	補正前	36,569	15,167	1,083	402	19,095	91,393
	比 較						1,182
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	29,236		22,350	510,121	1,188	
	補正前	29,236		22,350	510,121	1,188	
比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(268) 11	356,684	155,025	195,868	707,577	127,068	834,645	
補正前	(268) 11	356,656	155,025	195,865	707,546	127,068	834,614	
比 較	()	28		3	31		31	

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職員手当 の内訳	区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)
	補正後	7,433			11,316	177,119
	補正前	7,433			11,313	177,119
	比 較				3	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	28	その他の 増減分	28	○実績見込みによる増
職員手当	1,185	その他の 増減分	1,185	○実績見込みによる増

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	1,182	その他の 増減分	1,182	○実績見込みによる増

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	28	その他の 増減分	28	○実績見込みによる増
職員手当	3	その他の 増減分	3	○実績見込みによる増

報告第2号

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和7年8月22日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月1日

久慈市長 遠 藤 讓 一



移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年8月1日

久慈市長

遠藤讓一

久慈市条例第17号

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年久慈市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第3号

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和7年7月1日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 損害賠償の額 15,400円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和7年5月21日午前8時55分頃、久慈市山形町日野沢第13地割21番地内の出町氏宅敷地内において、市が保有する大型バスが民泊送迎中、方向転換のため後進した際に、テレビ線に車両が接触し、断線させたものである。

令和7年8月22日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

(運転者) 会計年度任用職員 西 幸信

乙



(2) 日 時 令和7年5月21日 午前8時55分頃

(3) 場 所 久慈市山形町日野沢 13-21

(4) 物 件

甲 車両登録番号 岩手 200 は 520

乙 電気通信設備 (テレビ線)

(5) 概 況

上記日時場所において、甲の保有する車両が出町宅から出発するために後進した際、テレビ線に車両が接触し、断線させたものである。

2 示談の内容

(1) 本事故によって生じた電気通信設備の損害に対し、甲は乙に 15,400 円を別紙損害明細書のとおり支払う。

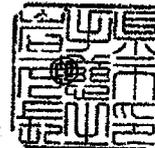
(2) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申立てをしないこととして円満に成立した。

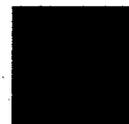
令和7年7月1日

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一



乙



別紙

損害明細書

事故当事者	甲	乙
損害額	① 0円	② 15,400円
責任割合	③ 100%	④ 0%
甲・乙の責任額	⑤ 15,400円 (②×③)	⑥ 円 (①×④)
決済方法	⑦甲は乙に対して本事故による電気通信設備損害額15,400円の金額を支払う。	